



労働協約に基づく組合員は便宜供与の対象！ 会社「要検討事項である」 本紙No.2943を巡るやり取り

11月6日に開催した2025年度年末手当に関する第2回団交の冒頭、会社から本紙No.2943を巡るやり取りがありました。

会社が注文を付けた部分

なお、調印時、以下のやり取りがありました。

(組合) 労働協約上、社員でない組合員も認めたことになることで良いか。

(会社) その通りである。

(組合) 従って、社員でない組合員も便宜供与の対象となることを確認する。

会社：『JR東海労ニュース』No.2943に誤解がある記載があった。議事録確認のやり取りの中で、便宜供与について、社員でない組合員をどう判断するかは、そこを含めての回答はしていない、留保している。「社員でない組合員も便宜供与の対象となることを確認する」と終わっていて、「了解」とは書いていないので理解はしていると思うが、誤解がないように会社の見解を表明する。

組合：協約に基づく組合員なので、便宜供与の対象となるのは当然である。情報を削除しろと言うのか。

会社：「どう判断するかはありますよ」とは伝えた。組合が「確認する」と言ったことは事実だが、「了解」したという認識はない。今後の要検討事項である。社員でない組合員は違うとまでは言っていない。否定も了解もしていない。

組合：文章そのものは問題ないだろう。

会社：その通り。会社としては不本意である。会話が途中で終わったので事実に反するとまでは言わない。要望としては、より正確に最後まで書いてほしかった。修正していただけるものなら追記してほしい。どちらともとれる内容なので。話をした内容は事実であるので削除は組合の判断である。

組合：修正するかしないかは、組合の判断。この場で判断はしない。